

青森県報

号外第四十号

平成三十一年
三月二十九日
(金曜日)

目次

公営企業

○青森県病院局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程 (病院局) ……

○青森県病院局職員との給与に関する規程の一部を改正する規程 (総務課) ……

○青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程 (同) ……

○青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程 (同) ……

公 営 企 業

青森県病院局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第二号

青森県病院局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員安全衛生管理規程 (平成十九年三月青森県病院事業管理規程第九号) の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八条」を「第二十六条」に、「第二十九条」を「第二十七条」に、「第三十一条」を「第三十条」に、「第三十二条」を「第三十一条」に、「第三十七条」を「第三十六条」に、「第三十八条」を「第三十七条」に、「第三十九条」を「第三十八号」に、「第四十条」を「第三十九条」に、「第四十一条」を「第四十

条」に改める。

第七条第二項中「、第十二条第一項に規定する衛生推進者」を削る。

第十条の表中

五百人を超え千人以下	三人	を
五百人を超え千人以下	三人	
千人を超え二千人以下	四人	に改

める。

第十二条及び第十三条を削り、第十四条を第十二条とし、同条第四項及び第五項の規定中「又は衛生推進者」を削る。

第十五条を第十三条とする。

第十六条第一項第一号中「その他職員の健康管理」を「及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置」に改め、同条第一項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 法第六十六条の八第一項に規定する面接指導及び法第六十六条の九に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

三 法第六十六条の十第一項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第三項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

第十六条中第五項を第九項とし、第四項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 産業医は、衛生委員会に対して職員の健康を確保する観点から必要な調査審議を求めることができる。

第十六条第三項中「勧告し」の下に「、若しくは意見を述べ」を加え、「、衛生推進者」を削り、同項の次に次の三項を加える。

4 産業医は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告

の内容について、総括安全衛生管理責任者、総括衛生管理者又は所属長の意見を求めるものとする。

5 産業医は、第一項各号に掲げる事項を実施するために必要な情報を職員から収集することができる。

6 産業医は、職員の健康を確保するため緊急の必要がある場合において、職員に対して必要な措置をとるべきことを指示することができる。

第十六条を第十四条とし、第十七条から第二十一条までを二条ずつ繰り上げる。

第二十二條中「第二十条第二号」を「第十八条第二号」に改め、同条を第二十条とする。

第二十三條を第二十一条とし、第二十四条から第二十九条までを二条ずつ繰り上げ、第二十七條の次に次の一条を加える。

(産業医の周知)

第二十八條 所属長は、当該所属所の職員に係る第十四条第一項各号に掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とするものを行う産業医に係る次に掲げる事項を、常時執務室内の見やすい場所に掲示し、又は備え付けることその他の別に定める方法により、職員に周知しなければならない。

一 産業医の業務の具体的な内容

二 産業医に対する健康相談の申出の方法

三 産業医による職員の心身の状態に関する情報の取扱いの方法

第三十条を第二十九条とし、第三十一条を第三十条とし、第三十二条に見出しとして「(健康診断の種類等)」を付し、同条を第三十一条とする。

第三十三條を第三十二條とし、第三十四條中「第三十二條第二項」を「第三十一條第二項」に改め、同條を第三十三條とする。

第三十五條を第三十四條とし、第三十六條から第四十一条までを一条ずつ繰り上げる。

別表中「別表(第三十七條關係)」を「別表(第三十五條關係)」に改める。

第一号様式中「第一号様式(第十条、第十四條關係)」を「第一号様式(第十条、第十二條關係)」に改める。

第二号様式を削る。

第三号様式中「第三号様式(第十七條關係)」を「第二号様式(第十五條關係)」に改める。

第四号様式中「第四号様式(第二十六條關係)」を「第三号様式(第二十四條關係)」に改める。

第五号様式中「第五号様式(第二十六條關係)」を「第四号様式(第二十四條關

係)」に改める。

附則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第三号

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員の給与に関する規程(平成十九年三月青森県病院事業管理規程第十号)の一部を次のように改正する。

第九条中「及び教務手当」を「教務手当及び診療看護師手当」に改める。

第十八条第二号を次のように改める。

二 削除

第二十一条を第二十二條とし、第十八條から第二十条までを一条ずつ繰り下げ、第十七條の次に次の一条を加える。

(診療看護師手当)

第十八條 診療看護師手当は、一般社団法人日本NP教育大学院協議会が認定する診療看護師として専ら特定行為(保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第三十七條の二第二項第一号に規定する特定行為をいう。)に従事する職員(管理者が指定する診療部門で勤務する看護師に限る。)に支給する。

2 手当は月額とし、その額は、五万円(休職(公務上の負傷若しくは疾病又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。)による負傷若しくは疾病によるものを除く。)をし、又は停職にされた職員にあっては、その額からその休職をし、又は停職にされた日の日数に応じ日割計算によって得た額を差し引いた額)とする。

3 育児短時間勤務職員等に対する前項の規定の適用については、同項中「五万円」とあるのは「五万円に算出率を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」とする。

附則第七項中「第十八條」を「第二十一條」に、「四万八千五百円」を「四万九千

百円」に改める。

附 則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第四号

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局の組織等に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「地域医療支援部」の下に「、医療情報部」を加え、同条第二項中「呼吸器内科」の下に「、腫瘍内科」を加え、同条第四項中「脳卒中ケアユニット」を「脳卒中診療部」に改め、同条第七項中「産婦人科」の下に「、婦人科」を加える。

第七条第六項に次の一号を加える。

三 医療紛争に関すること。

第七条第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6 医療情報部の分掌事務は、次のとおりとする。

一 院内業務のIT化の推進に関すること。

二 院内の電子カルテその他の医療情報システムの運用管理・改善、契約に関すること。

三 院内のがんの診療情報に係る管理及び医療機関等との連絡に関すること。

四 その他の院内の診療情報の管理に関すること。

第二十三条中「医療連携部次長」という。の下に「及び中央病院医療情報部の次長（以下「医療情報部次長」という。）」を加える。

第三十一条の三の見出し中「医療連携部次長」を「医療連携部次長等」に改め、同条中「医療連携部次長」の下に「又は医療情報部次長」を加える。

別表第一中央病院の項中

脳神経センター	センター長、副センター長、科並びにユニットに部長及び副部長
---------	-------------------------------

を

脳神経センター	センター長、副センター長、科並びに部に部長及び副部長
---------	----------------------------

に、

地域医療支援部	部長、副部長
医療安全管理室	室長、次長、医療安全推進官

を

地域医療支援部	部長、副部長
医療情報部	部長、次長
医療安全管理室	室長、次長、医療安全推進官

に改

める。

別表第四病院局長の項の第十二号の次に次の一号を加える。

十三 青森県病院事業財務規程（平成二十六年三月青森県病院事業管理規程第二号）第八十二条第一項の規定による予算執行計画の決裁及び同条第二項の規定による変更の理由等を記載した文書の決裁に関すること。

別表第四運営部長の項の第二号イ中「医療連携部次長」の下に「及び医療情報部次長」を加える。

別表第四庶務担当課長の項の第二号中「医療連携部」の下に「及び医療情報部」を加える。

別表第四医療連携部次長の項の次に次のように加える。

医療情報部次長	一 医療情報部の非常勤職員及び臨時的に任用する職員の時外勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
---------	---

附 則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第五号

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員就業規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第十五号中「中学校就学の始期に達する」を「義務教育終了」に改める。

第二十四条中第八項を第九項とし、第二項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 第十九条第一項の規定により年次休暇が十日以上与えられた職員に対しては、付与日から一年以内に、当該職員の有する年次休暇日数のうち五日について、管理者が職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して使用させるものとする。ただし、職員が前項の規定による年次休暇を使用した場合においては、当該使用した日数分を五日から控除するものとする。

第二十六条第一項中「二十九時間」の下に「（病院事業管理者が指定する業務又は職に従事する者にあつては三十二時間）」を加える。

第四十八条中「（医師を除く。）」を削る。

別表第五特別休暇の項及び同表の備考一中「中学校就学の始期に達する」を「義務教育終了」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の前日に使用されたこの規程による改正前の青森県病院局職員就業規程第二十一条第一項第十五号の休暇については、改正後の規程第二十一条第一項第十五号の休暇として使用されたものとみなす。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭